

香川県報



号 外

平成 17 年

12月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例	（環境管理課）	三
●香川県障害福祉相談所条例	（障害福祉課）	七
●香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（政 策 課）	八
●高松市への木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町の編入並びに三豊市、小豆郡小豆島町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	（自治振興課）	一一
●香川県情報公開条例の一部を改正する条例	（県民参画課）	一六
●香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例	（環境管理課）	一八
●香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一九
●香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例		二〇
●香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例		二〇

本号で公布された条例のあらまし

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成十七年香川県条例第五十九号）

1 アスベストによる県民の健康被害を防止するため、法規制対象外の小規模な建築物について、解体等に伴うアスベストの飛散の規制を行うとともに、

建築物の所有者にアスベストの調査及び飛散防止の義務を課すことなどによりアスベストによる県民の健康被害を防止し、安全で安心な生活を守るためこの条例を制定することとした。

2 県、事業者、建築物等の所有者、アスベストを含有する製品の製造者等の責務を定めることとした。

3 アスベスト含有材料を使用する建築物等に関する規制として、アスベスト排出等作業の実施の届出、計画変更命令、作業基準の遵守義務、作業基準の適合命令、注文者の配慮、表示義務及び廃棄の届出等について定めることとした。

4 アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置として、建築物の所有者がとるべき措置、多数の者が使用する建築物の所有者の義務、勧告及び公表について定めることとした。

5 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十八年二月一日から施行することとした。

香川県障害福祉相談所条例（平成十七年香川県条例第六十号）

1 身体障害者相談所及び知的障害者相談所を統合するとともに、発達障害に関する相談及び指導業務、現在児童相談所が行っている身体障害児及び知的障害児に関する相談、判定及び指導業務並びに児童の心身の健全な発達に関する相談業務を行うため、新たに「香川県障害福祉相談所」を設置したいので、この条例を制定することとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第六十一号）

1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務及び対象となる市町を追加するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同

年二月一日から施行することとした。

高松市への木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町の編入並びに三豊市、小豆郡小豆島町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十七年香川県条例第六十二号)

1 平成十八年一月一日に、高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町及び財田町を廃し、その区域をもって新たに三豊市を設置すること、同月十日に、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町を廃し、その区域を高松市に編入すること、同年三月二十日に、琴南町、満濃町及び仲南町を廃し、その区域をもって新たにまんのう町を設置すること、同月二十一日に、内海町及び池田町を廃し、その区域をもって新たに小豆島町を設置すること並びに同日綾上町及び綾南町を廃し、その区域をもって新たに綾川町を設置することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 三豊市に関する規定は平成十八年一月一日から、高松市に関する規定は同月十日から、まんのう町に関する規定は同年三月二十日から、小豆島町及び綾川町に関する規定は同月二十一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から施行することとした。

香川県情報公開条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第六十三号)

1 開かれた県政の推進に資するため、香川県住宅供給公社等を実施機関とするとともに、指定管理者における公の施設の管理に関する情報の公開について規定する等所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査手数料条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第六十四号)

1 アスベストの粉じんによる健康被害への不安が広がっている中で、室内及

び大気中のアスベスト濃度の測定検査並びに所有建築物におけるアスベスト含有材料の分析検査への需要が高まっているが、県内に検査機関が少ないことから、香川県環境保健研究センターで検査の依頼を受けることとし、当該検査に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第六十五号)

1 香川県高等学校等奨学金について、県民のニーズに対応した運営を図るため、貸付けの対象となる生徒の要件に関し所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第六十六号)

1 市町の合併に伴い、関係する香川県議会の議員の選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行うこととした。

2 一部の規定は平成十八年一月一日から、一部の規定は同月十日から、一部の規定は同年三月二十日から、一部の規定は同月二十一日から施行することとした。

香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第六十七号)

1 香川県情報公開条例において香川県住宅供給公社等が実施機関に加えられたことから、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十九号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例

目次

第一章 総則 (第一条―第七条)

第二章 アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制 (第八条―第十六条)

第三章 アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置 (第十七条―第十九条)

第四章 雑則 (第二十条―第二十四条)

第五章 罰則 (第二十五条―第二十九条)

附 則

第二章 総則

(目的)

第一条 この条例は、アスベストの粉じんの大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、国が講ずる措置のほか、アスベストの粉じんの排出又は飛散の規制及びアスベスト含有材料を使用する建築物に関する措置を講じ、もって県民の安全で安心な生活を守ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 アスベスト吹付け材 アスベストを含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。
二 アスベスト含有材料 アスベスト吹付け材及びアスベストを含有する保温材等 (規則で定めるものに限る。) をいう。
三 アスベスト排出等作業 次に掲げる作業をいう。
イ アスベスト含有材料が使用されている建築物その他工作物等で規則で定めるもの (以下「建築物等」という。) を解体するもの
ロ 作業の対象となる部分にアスベスト含有材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修するもの

(県の責務)

第三条 県は、アスベスト含有材料の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、アスベストの粉じんにによる県民の健康被害を防止するための施策 (以下「アスベスト健康被害防止施策」という。) を実施するものとする。

第四条 県は、前項の規定により収集した情報を県民に提供することにより、アスベストの適切な取扱い及びアスベストの粉じんにによる健康被害の防止に関する知識の普及に努めるものとする。
(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、アスベストの粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないために必要な措置（以下「アスベスト飛散防止措置」という。）を講じなければならぬ。

（建築物等の所有者の責務）
 第五条 建築物等の所有者（当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下同じ。）は、当該建築物等におけるアスベスト含有材料の使用の有無を把握し、アスベスト飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

（アスベストを含有する製品の製造者等の責務）
 第六条 事業活動においてアスベストを含有する製品を製造し、加工し、販売し、又は使用した者は、その製品に関し保有する情報を自ら開示し、又は顧客等関係者の求めに応じ提供するよう努めなければならない。

（市町との連携）
 第七条 県は、市町と連携して、アスベスト健康被害防止施策を実施するものとする。

第二章 アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制
 （作業基準）
 第八条 アスベスト排出等作業の方法に関する基準（以下「作業基準」という。）は、アスベスト排出等作業の種類ごとに、規則で定める。

第九条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、アスベスト排出等作業の開始日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 解体等工事の場所
 三 アスベスト排出等作業の種類
 四 アスベスト排出等作業の実施の期間
 五 アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分におけるアスベスト含有材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 六 アスベスト排出等作業の方法
 二 前項ただし書の場合において、当該解体等工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

三 前二項の規定による届出には、当該アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）
 第十条 知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更

を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十一条 解体等工事をする者は、当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十二条 知事は、解体等工事をする者が当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮等)

第十三条 解体等工事の注文者は、当該解体等工事をする者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 解体等工事の注文者は、当該解体等工事をする者に対し、アスベストの使用状況等について

の情報を提供するよう努めなければならない。

(適用除外)

第十四条 第九条から第十二条まで及び前条第一項の規定は、アスベスト排出等作業のうち大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項又は第二項の規定に基づく届出を要するものには適用しない。

(表示義務)

第十五条 解体等工事を施工する者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定める様式により当該アスベスト排出等作業の内容を表示しなければならない。

(廃棄の届出)

第十六条 第九条第一項若しくは第二項又は大気汚染防止法第十八条の十五第一項若しくは第二項の規定に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。

第三章 アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置

(建築物の所有者がとるべき措置)

第十七条 アスベスト吹付け材を使用する建築物の所有者（次条に規定する者を除く。）は、その使用状況を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(多数の者が使用する建築物の所有者の義務)

第十八条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等多数の者の使用又は利用に供される建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物におけるアスベスト吹付け材の使用の有無及び使用状況を把握し、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の所有者は、当該建築物にアスベスト吹付け材が使用されている場合において、アスベストの粉じんが大気中に排出され、若しくは飛散し、又はそのおそれがあるときは、遅滞なくアスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講じなければならない。

(勧告及び公表)

第十九条 知事は、建築物の所有者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該所有者に
一 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 前条第二項の規定による措置を講じないとき。
三 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該
勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

三 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、
意見を述べる機会を与えなければならない。

第四章 雑則

(台帳の整備)

第二十条 知事は、アスベストの粉じんによる健康被害の防止のための適切な措置を講ずるため、ア
スベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備するものとする。

二 前項に規定する台帳の記載事項は、規則で定める。

(定期監視)

第二十一条 知事は、アスベストの粉じんによる大気汚染の状況を定期的に監視するものとする。
二 知事は、前項の規定による監視の結果を公表するものとする。

(報告の徴収)

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、解体等工事を施工する者又はアスベ
スト含有材料を使用した建築物等の所有者に対し、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベ
ストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めるこ
とができる。

(立入検査)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事の場所、解体
等工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがあ
る建築物内に立ち入り、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、
アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問
させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を
得なければならない。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ
ればならない。
三 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第二十五条 第十条又は第十二条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以
下の罰金に処する。

第二十六条 第九条第一項の規定による届出又は第十六条の規定による届出のうち第九条第一項若し

くは大気汚染防止法第十八条の十五第一項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした解体等工事を施工する者

二 第二十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、

各本条の罰金刑を科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項の規定による届出又は第十六条の規定による届出のうち第九条第二項若しくは大

気汚染防止法第十八条の十五第二項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせ

ず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則

(施行期日)

一 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章（第十三条第二項を除く。）、第三章、第

二十二条、第二十三条及び第五章の規定は、平成十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二章（第十三条第二項を除く。）の規定の施行の際現に解体等工事が行われている場合におけ

る当該アースト排出等作業については、第十一条及び第十二条の規定は、適用しない。

3 平成十八年二月十四日以前に解体等工事に着手する場合における第九条第一項の規定の適用につ

いては、同項中「アースト排出等作業の開始の日」の十四日前まで」とあるのは、「平成十八年二

月一日」とする。

香川県障害福祉相談所条例をここに公布する。

平成十七年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十号

香川県障害福祉相談所条例

(設置)

第一条 身体障害者及び知的障害者に関する相談、判定、指導等並びに児童の心身の健全な発達に関

する複雑又は困難な問題についての相談等を行い、これらの者及びその家族を総合的に支援し、も

つてその福祉の増進を図るため、香川県障害福祉相談所を高松市に設置する。

2 香川県障害福祉相談所は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条第一

項の規定に基づき身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第

十二条第一項の規定に基づき知的障害者更生相談所とする。

(委任)

附 則

(施行期日)

第二条 香川県障害福祉相談所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(香川県知的障害者相談所条例の廃止)

2 香川県知的障害者相談所条例(平成十五年香川県条例第七号)は、廃止する。

(香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

3 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十年香川県条例第二十一号)の

一部を次のように改正する。

第二条の表身体障害者相談所の項を削る。

第四条第一項中「(身体障害者相談所を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年香川県条例第五十五号)の一部を次のように改正

する。

第十二条第一項第三号中「身体障害者相談所又は知的障害者相談所」を「又は障害福祉相談所

に改める。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十一号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正す

る。

別表第一の一の項中「普通寺市」を「普通寺市 東かがわ市」に改め、同表十八の項イ中「ギジバ

ト、ヒヨドリ、ニユウナイズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガ

ラス、カウラバト(ドバト)、ノウサギ、インシシ、ノイヌ、ノネコ及びニホンザルに限る」を「規

則で定めるものを除く」に改め、同表十九の二の項イ中「及び浄化槽清掃業者」を「浄化槽清掃業

者及び法第十條第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者」に改め、同項イを

同項フとし、同項ト中「及び浄化槽清掃業者」を「浄化槽清掃業者及び法第十條第三項の規定によ

り委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者」に改め、同項トを同項フとし、同項中へをルとし、

ホをヌとし、ニをチとし、チの次に次のように加える。

リ 法第十一条の二の規定による届出の受理

別表第一の十九の二の項ハの次に次のように加える。

ニ 法第七条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受

理

ホ 法第七条の二第一項及び第十二条の二第一項の規定による指導等

へ 法第七条の二第二項及び第十二条の二第二項の規定による勧告

ト 法第七条の二第三項及び第十二条の二第三項の規定による措置命令

別表第一の二十の項の次に次のように加える。

<p>二十の二 香川県福祉のまちづくり条例及び同条例の施行のための規則に基づき、事務のうち、建築物以外の路外駐車場の新築等に係るもの</p>	
<p>丸亀市 普通寺市 観音寺市 多度津町</p>	

別表第一の三十の三の項の次に次のように加える。

<p>三十の四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第九十五条第一項、第九十五条の二第一項並びに第九十六条において準用する法第五十二条第九項において準用する法第七十五条第五項並びに第九十六条において準用する法第五十三條の四第二項において準用する法第五十二条第九項において準用する法第七十五条第五項の法第五十二条第九項において準用する法第七條第五項の規定による援助</p> <p>ハ 法第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する法第八條第一項、第九十六条において準用する法第五十二条の二第一項並びに第九十六条において準用する法第五十三條の四第三項において準用する法第九十五条の二第一項の規定による通告及び縦覧</p> <p>ホ 法第九十五条第三項及び第九十五条の二第二項において準用する法第九條第一項、第九十六条において準用する法第五十二条の二第一項並びに第九十六条において準用する法第五十三條の四第三項において準用する法第九十六条の二第三項の規定による申出の受理</p> <p>ヘ 法第九十五条第三項及び第九十五条の二第二項において準用する法第九條第二項、第九十六條において準用する法第五十二條の二第三項において準用する法第五十三條の四第二項の規定による意見の聴取及び決定</p> <p>ト 法第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する法第九條第四項、第九十六條において準用する法第五十二條の二第二項において準用する法第九條第四項並びに第九十六條において準用する法第五十三條</p>	
--	--

項の次に次のように加える。
別表第一の三十四の項中「及び三十五の項」を「から三十五の二の項まで」に改め、同表三十五の

<p>第九條第四項の規定による却下</p> <p>の四第二項において準用する法第五十二條の三第二項において準用する法第九十五條第四項、第九十五條の二第三項において準用する法第四十八條第十一項並びに第九十六條において準用する法第五十四條第四項及び第五十七條の二第四項の規定による公告</p> <p>リ 法第九十五條の二第三項において準用する法第四十八條第十項の規定による認定</p> <p>又 法第九十六條において準用する法第五十二條の二第三項及び第九十六條において準用する法第五十三條の四第二項において準用する法第五十二條の二第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ル 法第九十六條において準用する法第五十四條第三項の規定による届出の受理</p> <p>ヲ 法第九十六條において準用する法第五十四條第五項の規定による通知</p> <p>ワ 法第百十三條の二第二項の規定による届出の受理（イのうち法第九十五條第一項の認可に係るものに限る。）</p> <p>カ 法第百十三條の二第二項の規定による公告（アの届出の受理に係るものに限る。）</p> <p>ヨ 法第百三十二條第一項の規定による報告の徴収及び検査（イからカまでに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>タ 法第百三十四條第一項の規定による措置命令（イからカまでに掲げる事務に係るものに限る。）</p>

<p>二十五の二 法及び省令に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十二條第一項の規定による許可</p> <p>ロ 法第五十二條第二項において準用する法第四十二條第二項の規定による協議</p> <p>ハ 法第八十條第一項の規定による報告の要求等（イの許可に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第八十一條第二項の規定による処分及び措置命令（イの許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十一條第三項の規定による措置及び公告（ニの措置命令に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十一條第三項の規定による公示（ニの措置命令に係るものに限る。）</p> <p>ト 法第八十二條第一項の規定による立入検査（ニからイまでに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>チ 省令第六十條の規定による書面の交付（法第五十二條第一項の規定に係るものに限る。）</p>	<p>丸亀市 普通</p> <p>寺市 観音寺</p> <p>市 多度津町</p>
---	---

二十五の三 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	寺市 観音寺 丸亀市 普通
イ 法第十二条、第十三条第一項及び第四項並びに第十四条の規定による届出の受理	市 多度津町
ロ 法第十八条第一項の規定による報告等の要求及び立入検査	
ハ 法第十九条の規定による命令	

別表第二の三十二の項中「又は三十五の項」を「から三十五の二の項まで」に改める。

附 則

- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の十九の二の項の改正規定は、同年二月一日から施行する。

- この条例の施行の日前に改正後の別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該法令等の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において同表の下欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長にされた申請その他の行為とみなす。

高松市への木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町の編入並びに三豊市、小豆郡小豆島町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十二号

高松市への木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町の編入並びに三豊市、小豆郡小豆町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（香川県畜保健衛生所条例の一部改正）

- 香川県畜保健衛生所条例（昭和二十五年香川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
- 別表第一 香川県西部畜保健衛生所の項中「観音寺市」の下に「三豊市」を加え、「三豊郡」を削る。

別表第二 香川県西部畜保健衛生所西讃支所の項中「三豊郡豊中町」を「三豊市」に改める。

第二条 香川県畜保健衛生所条例の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 高松市のうち、国分寺町相原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を所管区域とする畜保健衛生所は、平成十八年一月十日から同年三月三十一日までの間においては、別表第一の規定にかかわらず、香川県西部畜保健衛生所とする。
- （警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第三条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年香川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表香川県さぬき警察署の項中「庵治町」の下に「牟礼町大町、牟礼町原及び牟礼町牟礼」を加え、「木田郡のうち、牟礼町」を削り、同表香川県高松東警察署の項中「のうち、三木町」を加え、同表香川県高松北警察署の項中「うち」の下に「香川県さぬき警察署」を加え、「並びに庵治町」を削る。

第四条 香川県県税事務所条例（昭和二十二年香川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

（香川県県税事務所条例の一部改正）

第二条の表香川県西讃県税事務所の項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

第五条 香川県県税事務所条例の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 高松市のうち、国分寺町相原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を所管区域とする事務所は、平成十八年一月十日から同年三月三十一日までの間においては、第二条の規定にかかわらず、香川県中讃県税事務所とする。

附則第三項及び第四項を削る。

第六条 香川県保健福祉事務所及び保健所条例（昭和二十九年香川県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

（香川県保健福祉事務所及び保健所条例の一部改正）

第一条第二項中「保健福祉事務所」の下に「（香川県西讃保健福祉事務所を除く。）」を加える。

第二条第一項の表及び第四条の表中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

（香川県都市公園条例の一部改正）

第七条 香川県都市公園条例（昭和二十九年香川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「香川郡香南町」の下に「並びに綾歌郡綾上町及び綾南町」を加える。

第八条 香川県都市公園条例の一部を次のように改正する。

第二条中「香川郡香南町」を「高松市」に改める。

第九条 香川県都市公園条例の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに綾歌郡綾上町及び綾南町」を「及び綾歌郡綾川町」に改める。

（香川県立学校条例の一部改正）

第十条 香川県立学校条例（昭和二十九年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

木田郡牟礼町
三豊郡高瀬町

を

木田郡牟礼町
三豊市

に、

香川県立笠田高等
香川県立笠田高等

学校	三豊郡高瀬町
学校	三豊郡豊中町

を

香川県立笠田高等学校	香川県立高瀬高等学校
三豊市	三豊市

に改める。

第十一条 香川県立学校条例の一部を次のように改正する。

香川県立高松北高

高等学校	木田郡牟礼町
学校	高松市
高等学校	
高等学校	香川郡香川町

に改める。

第十二条 香川県立学校条例の一部を次のように改正する。

第一条の表中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」を

に改める。

（香川県土地改良事務所条例の一部改正）

第十三条 香川県土地改良事務所条例（昭和二十九年香川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

正する。

第二条の表香川県西讃土地改良事務所項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

第十四条 香川県土地改良事務所条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を所管区域とする事務所は、平成十八年一月十日から同年三月三十一日までの間においては、第二条の規定にかかわらず、香川県中讃土地改良事務所とする。

（香川県野宮場条例の一部改正）

第十五条 香川県野宮場条例（昭和四十二年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「仲多度郡琴南町」を「仲多度郡まんのう町」に改める。

（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第十六条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

三豊市
木田郡牟礼町

を

高松市
三豊市

に

香川県立高松高等
香川県立高松工業
香川県立高松商業
香川県立高松東高
香川県立高松南高
香川県立高松西高
香川県立高松桜井
香川県立香川中央

香川県立高松高等学校	高松市
香川県立高松工業高等学校	
香川県立高松商業高等学校	
香川県立高松東高等学校	
香川県立高松南高等学校	
香川県立高松西高等学校	
香川県立高松北高等学校	
香川県立高松桜井高等学校	

第二三条第一項の表中「東かがわ市」の下に「三豊市」を加え、「高瀬町、三野町、詫間町、仁尾町」を削る。

第十七条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「牟礼町、庵治町、香川町、香南町」及び「国分寺町」を削り、同条第三項の表中「及び亀水町」を「亀水町及び国分寺町新居並びに」に改め、「並びに国分寺町新居」を削る。

第十八条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「綾南町、宇多津町」を「宇多津町、綾川町」に改める。
(香川県青年センター条例の一部改正)

第十九条 香川県青年センター条例(昭和四十四年香川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「綾歌郡国分寺町」を「高松市」に改める。
(香川県自然科学館の設置に関する条例の一部改正)

第二十条 香川県自然科学館の設置に関する条例(昭和四十五年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「坂出市及び国分寺町」を「及び坂出市」に改める。
(香川県森林公園条例の一部改正)

第二十一条 香川県森林公園条例(昭和五十三年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「仲多度郡満濃町及び仲南町」を「仲多度郡まんのう町」に改める。
(香川県流域下水道条例の一部改正)

第十二条 香川県流域下水道条例(昭和五十八年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表香東川流域下水道の項中「香川町、香南町、国分寺町」を削る。
(香川県流域下水道条例の一部を次のように改正する)

第十三条 香川県流域下水道条例の一部を次のように改正する。

第二条の表中讃流域下水道の項中「満濃町」を削り、「仲南町」を「まんのう町」に改める。
(香川県流域下水道条例の一部を次のように改正する)

第十四条 香川県流域下水道条例の一部を次のように改正する。

第二条の表中讃流域下水道の項中「綾上町、綾南町、宇多津町」を「宇多津町、綾川町」に改める。
(香川県奥オリーブ公園条例及び香川県産業技術センター条例の一部改正)

第十五条 次に掲げる条例の規定中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に改める。
(香川県奥オリーブ公園条例(昭和六十二年香川県条例第三号)第一条
一 香川県産業技術センター条例(平成十二年香川県条例第二十一号)第二条第三項
二 香川県奥オリーブ公園条例(平成三年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

(さぬき子どもの国条例の一部改正)

第二十七条 さぬきこどもの国条例（平成七年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「香川郡香川町及び香南町」を「高松市」に改める。

第二十八条 さぬきこどもの国条例の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに綾歌郡綾上町及び綾南町」を「及び綾歌郡綾川町」に改める。

（香川用水記念公園条例の一部改正）

第二十九条 香川用水記念公園条例（平成九年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三豊郡財田町」を「三豊市」に改める。

（香川県健康生きがい中核施設条例の一部改正）

第三十条 香川県健康生きがい中核施設条例（平成十年香川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第一条中「三豊郡詫間町」を「三豊市」に改める。

第三十一条 香川県健康生きがい中核施設条例の一部を次のように改正する。

第一条中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に改める。

（香川県立医療短期大学条例及び香川県立保健医療大学条例の一部改正）

第三十二条 次に掲げる条例の規定中「木田郡牟礼町」を「高松市」に改める。

一 香川県立医療短期大学条例（平成十年香川県条例第三十六号）第一条

二 香川県立保健医療大学条例（平成十五年香川県条例第六十二号）第一条

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三十三条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

うに改正する。

別表第一の二十四の項中「内海町」を「三豊市 内海町」に改め、「詫間町」を削り、同表三十

の項中「各町」を「三豊市 各町」に改め、同表三十二の項中「土庄町」を「三豊市 土庄町」に

改め、「山本町 三野町 豊中町 仁尾町 財田町」を削り、同表三十二の二の項中「内海町」を

「三豊市 内海町」に改め、「詫間町 仁尾町」を削り、同表三十五の項中「内海町」を「三豊市

内海町」に改め、「豊中町 詫間町 仁尾町」を削る。

別表第二の二十六の項中「宇多津町」を「三豊市 宇多津町」に改め、「仁尾町」を削り、同表

三十の項中「内海町」を「三豊市 内海町」に改め、「豊中町 詫間町 仁尾町」を削る。

第三十四条 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項中「丸亀市」を「高松市 丸亀市」に、「池田町 牟礼町 庵治町」を「

池田町」に改め、同表三十二の二の項中「掲げるもの」の下に「（高松港に係るものを除く。）」

を加え、「丸亀市」を「高松市 丸亀市」に、「池田町 牟礼町」を「池田町」に改め、同表三十

四の項中「坂出市 牟礼町」を「坂出市」に改め、同表三十五の項中「香川町 綾南町 国分寺町」

を「綾南町」に改める。

別表第二の三十の項中「牟礼町 香川町 綾南町 国分寺町」を「綾南町」に改める。

第三十五条 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十五の項及び別表第二の三十の項中「満濃町 琴平町 多度津町」を「琴平町 多

度津町 まんのう町」に改める。

第三十六条 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「内海町」を「小豆島町」に改め、同表三十二の項中「池田町 綾上町」を「小豆島町 綾川町」に改め、同表三十一の二の項中「内海町 土庄町 池田町」を「土庄町 小豆島町」に改め、同表三十五の項中「内海町 土庄町」を「土庄町 小豆島町」に、「綾南町」を「宇多津町 綾川町」に改める。

第三十七条 香川県土木事務所条例（平成十二年香川県条例第十号）の一部を次のように改正する。
 第二条の表香川県西讃土木事務所項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

第三十八条 香川県土木事務所条例の一部を次のように改正する。
 第二条の表香川県長尾土木事務所項中「のうち三木町」を削り、同表香川県高松土木事務所項中「高松市 木田郡（三木町を除く。）」を「高松市」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。
 2 高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家を所管区域とする土木事務所は、平成十八年一月十日から同年三月三十一日までの間においては、第二条の規定にかかわらず、香川県中讃土木事務所とする。

附 則
 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定 公布の日
- 二 第一条、第四条、第六条、第十条、第十三条、第十六条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十三条及び第三十七条の規定 平成十八年一月一日
- 三 第二条、第三条、第五条、第八条、第十一条、第十四条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十二条、第三十四条及び第三十八条の規定 平成十八年一月十日
- 四 第十五条、第二十一条、第二十三条及び第三十五条の規定 平成十八年三月二十日
- 五 前各号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月二十一日

香川県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十三号

香川県情報公開条例の一部を改正する条例

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第十八条・」を「第十七条の三」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。
 第一条中「県の」を「実施機関の」に改める。
 第二条第一項中「が職務上」を「（次項に規定する公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上」に改め、同条第三項中「をいう」を「並びに香川県住宅供給公社、香川県道路公社及び香川県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）をいう」に改める。

第七條第一号ハ中「及び出資法人」を、「公社及び出資法人」に、「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人又は公社」に改め、同条第一号、第三号及び第四号（「ハ及びニを除く。」中「地方独立行政法人」の下に「公社」を加え、同条第六号中「機関」の下に「又は公社」を加える。第十七條第一項中「規定により」の下に「実施機関（公社を除く。）が行う」を、「手数料を」の下に「県に」を加える。

第二章第一節中第十七條の次に次の一条を加える。

（公社が行う公開に係る手数料）

第十七條の二 第十六條第一項の規定により公社が行う行政文書の公開を受けるものは、前條第一項の手数料の額を参酌して当該公社が定める額の手数を当該公社に納入しなければならない。

2 公社は、前條第一項ただし書の規定による減免に関する定めを参酌して公社の定めるところにより、前項の手数を減免することができる。

3 前條第二項から第四項までの規定は、公社が行う公開に係る手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「公社」と読み替えるものとする。

第二章第二節中第十八條の前に次の一条を加える。

（公社に対する異議申立て）

第十七條の三 公社の公開決定等について不服があるものは、当該公社に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

第十八條中「（昭和三十七年法律第六十号）」を削る。

第二十條第二項中「第十七條」の下に「及び第十七條の二」を加える。

第二十一條第三項中「第十七條第四項」の下に「（第十七條の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「知事」の下に「又は公社」を加える。

第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第二十九條の次に次の一条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第三十條 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせるものとして県が指定したものをいう。）は、この條例の趣旨にのっとり、当該指定に係る公の施設の管理に関する情報であつて当該指定管理者の保有するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前條第二項の規定は、前項の指定管理者について準用する。

附則第三項中「行政文書（平成十八年四月一日以後にされた公開請求に係る改正前の

香川県公文書公開條例（以下「旧條例」という。）第二條第一項に規定する公文書（以下「公文書」という。）を含む。）に、「改正前の香川県公文書公開條例（以下「旧條例」という。）第二條第一項に規定する公文書（平成十八年四月一日以後にされた公開請求に係るものを除く。）」に改める。

附則

1 この條例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の香川県情報公開條例の規定は、公社が保有している行政文書については、この條例の施行の日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十四号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和四十二年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項1中ケをコとし、クをクとし、キをキとし、カをカとし、オをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アスベストの粉じんの測定

(1) アスベストの粉じんの分析

(2) 現場試料採取

一万五千元

一件

一万五千元

一件

別表一の項6中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ アスベストの粉じんの測定

(1) アスベストの粉じんの分析

(2) 現場試料採取

一万五千元

一件

一万五千元

一件

別表中十二の項を十三の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 建材中のアスベスト分析

1 定性分析

ア 吹付け材

一件

二万円

イ その他

一件

四万円

2 定量分析

ア 含有率1%超の判定検査（吹付け材に限る。）

一件

三万円

イ 含有率の検査

一件

五万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に九の項を加える改正規定（1イ及び2を加える部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

香川県高等学校等選学金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十五号

香川県高等学校等選学金交付条例の一部を改正する条例

香川県高等学校等選学金交付条例（平成十四年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「著しく」及び「又は経済的な理由により修学することが困難であり、かつ、学業等に優れていること」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第二条第三号に掲げる経済的な理由により修学することが困難であり、かつ、学業等に優れていることの要件に該当して締結されている香川県高等学校等奨学金の貸付けの契約については、教育委員会規則で定めるもののほか、改正後の第二条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十六号

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

の一部を改正する条例

第一条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十七年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「仲多度郡第一選挙区及び三豊郡選挙区」を「三豊市選挙区及び仲多度郡第一選挙区」

に改め、同条の表東かがわ市選挙区の項の次に次のように加える。

三豊市選挙区	三豊市の区域	四人
--------	--------	----

第二条の表三豊郡選挙区の項を削る。

第二条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

の一部を次のように改正する。

第二条中「丸亀市選挙区」の下に「さぬき市選挙区」を加え、同条の表高松市選挙区の項中

「十四人」を「十七人」に改め、同表木田郡第一選挙区の項中「木田郡第一選挙区」を「木田郡選

挙区」に、「木田郡三木町」を「木田郡」に改め、同表木田郡第二選挙区の項及び香川郡選挙区の

項を削り、同表綾歌郡選挙区の項中「綾歌郡の区域のうち宇多津町の区域を除いた」を「綾歌郡綾

上町及び綾南町の」に、「二人」を「一人」に改める。

第三条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

の一部を次のように改正する。

第二条の表仲多度郡第一選挙区の項中「仲多度郡の区域のうち多度津町の区域を除いた」を「仲

多度郡琴平町及びびまん町の」に改める。

第四条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

の一部を次のように改正する。

第二条の表綾歌郡選挙区の項中「綾歌郡綾上町及び綾南町」を「綾歌郡綾川町」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十八年一月一日から、第二条の規定は同月十日から、第三条の規定

は同年三月十日から、第四条の規定は同月十一日から施行する。

香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十日

香川県条例第六十七号

香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県議会情報公開条例(平成十二年香川県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号八中「ものを除く。」及び「を」を「ものを除く。」「に」「の役員」を「及び公社」

香川県議会情報公開条例(平成十二年香川県条例第五十四号。以下「県公開条例」といふ。)第二条第二

項に規定する公社をいふ。以下同じ。)の役員」に改め、同条第二号中「及び地方独立行政法人」を

「、地方独立行政法人及び公社」に改め、同条第三号中「並びに地方独立行政法人」を「、地方独立

行政法人並びに公社」に改め、同条第四号中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は

公社」に改め、同条第六号中「県議会又は」を「県議会若しくは」に、「機関」を「機関又は公社」

に改め、同条第七号中「香川県議会情報公開条例(平成十二年香川県条例第五十四号。以下「県公開条例」

といふ。)」を「県公開条例」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

